

— 第2回 永平寺地区区長会 —

会議資料

日時 令和5年6月20日(火)
午後7時から

場所 緑の村ふれあいセンター
多目的ホール

— 永平寺町 —

— 会議次第 —

日時 令和5年6月20日(火)午後7時から
場所 緑の村ふれあいセンター 多目的ホール

1 開会	
2 町民指標	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
3 永平寺地区区長会会長挨拶	
4 町長挨拶	
議長挨拶	
5 報告及びお願い事項	
(1) 総務課	
① 区長配布電子データホームページ掲載について	・・・・・・・・ P 2～3
(2) 防災安全課	
① 避難行動要支援者名簿の提出について	・・・・・・・・ P 4
② 防災士の取得について	・・・・・・・・ P 5
(3) 福祉保健課	
① 在宅医療介護を支える「地域包括ケアシステム」地区説明会について	P 6～7
② 区から選出を依頼する委員について	・・・・・・・・ P 8
(4) 農林課	
① 地域計画について	・・・・・・・・・・・・ P 9～10
② 森林整備にかかる意向調査業務について	・・・・・・・・ P 11～13
(5) 商工観光課	
① 九頭竜フェスティバル大燈籠ながしについて	・・・・・・・・ P 14～15
(6) えい住支援課	
① 宅地造成候補地情報提供のお願いについて	・・・・・・・・ P 16

② 移住定住支援制度について ······	P 1 7
③ 空き家実態調査の依頼について ······	P 1 8

(7) 永平寺町スポーツ協会

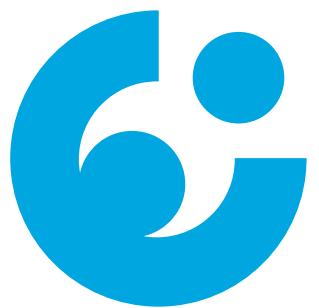
① 地区体育祭について ······	P 1 9
--------------------	-------

(8) その他

① 永平寺町社会福祉協議会からのお願い ······	P 2 0
----------------------------	-------

6 質疑応答

7 閉会



永平寺町民指標

私たち永平寺町民は、美しい環境を守り、歴史と文化を大切にし、愛情に満ちた町を築きます。すべての町民が健康で安心して暮らせるふるさとを創ります。次の指標を私たちの合言葉とします。



え えがお 笑顔でいきつを交わしましょう



い いつく 慈しみの心を育てましょう



へ へいわ 平和なくらしと自然を守りましょう



い かんしゃ いつでも感謝の気持ちを持ちましょう



じ じしん ほこ かつりょく きず 自信と誇りを持ち活力ある町を築きましょう

町の花 梅
町の木 油桐



区長配布電子データホームページ掲載について

① 区長配布電子データホームページ掲載について

永平寺町では、全世帯に紙で配布している広報紙などの印刷物を町ホームページに掲載し、発行時に SNS などでご案内しています。紙での配布を希望しない世帯には紙で配布しないことで、ペーパーレス化を進めたいと考えています。

② 区長配布物（各戸配布）の削減について

区長配布物の削減のため、下記の取り組みを実施しております。

- 行政情報は毎月発行の広報誌に情報をまとめる。
- ケーブルテレビの「行政チャンネル」への掲載。
- 社会教育・社会体育の情報は生涯学習だより「シード」にまとめて掲載。
- 区長配布物などの印刷物を町ホームページにて掲載。

今後も引き続き配布物の削減に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

永平寺町役場 総務課

TEL 0776-61-3941

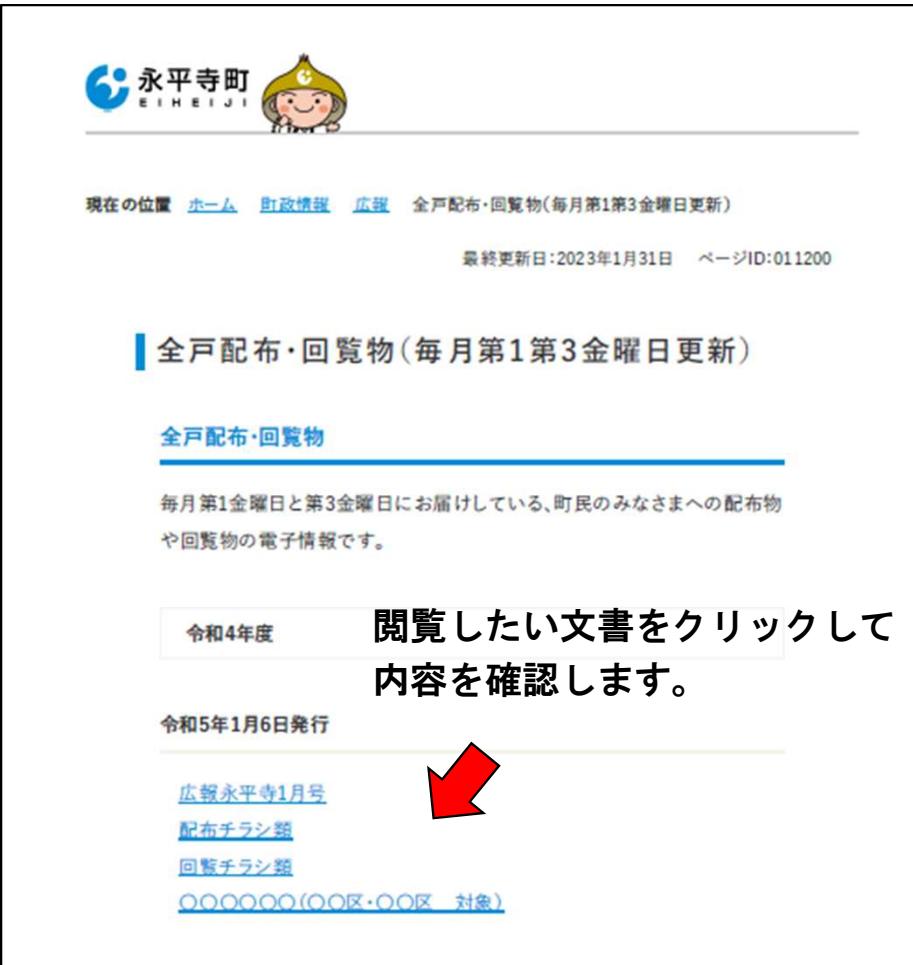
令和5年3月より 全戸配布・回覧物の電子データを 町ホームページに掲載しています！



スマートフォンなどのカメラで、左のQRコードを読み取るとURLが表示され、簡単にアクセスできます。



町ホームページに移動します。



永平寺町
EIHEIJI

現在の位置 ホーム 町政情報 広報 全戸配布・回覧物(毎月第1第3金曜日更新)

最終更新日:2023年1月31日 ページID:011200

全戸配布・回覧物(毎月第1第3金曜日更新)

全戸配布・回覧物

毎月第1金曜日と第3金曜日にお届けしている、町民のみなさまへの配布物や回覧物の電子情報です。

令和4年度 閲覧したい文書をクリックして内容を確認します。

令和5年1月6日発行

[広報永平寺1月号](#)  [配布チラシ類](#) [回覧チラシ類](#) [〇〇〇〇〇〇\(〇〇区・〇〇区 対象\)](#)

QRコードから登録



※永平寺町公式LINE登録で、さらに簡単に回覧文書の確認ができるようになります。

提出用

避難行動要支援者登録申請（台帳）

同意欄

永平寺町長様

私は、永平寺町避難行動要支援者制度に同意し、下記の台帳に登録するとともに、この情報を永平寺町、永平寺町消防本部、福井県、福井県警察、区長、自主防災組織リーダー、班長、民生（児童）委員、地域支援者に提供することに同意します。

令和 年 月 日

本人氏名 _____ 本人住所 永平寺町

生年月日 大・昭・平・令 年 月 日 連絡先（携帯電話など）

戸籍上の性別を記載してください（男・女）

<代理人が同意する場合>

代理人（代筆）住所 _____ 代理人（代筆）氏名 _____
(本人との関係)

記載項目記入欄

<災害時要援護者>

血液型（ ）型 緊急通報システム（有・無）

○ 本人の状況等 ※該当するものにチェックを記入

- ひとり暮らし高齢者（支援を必要としている者）
高齢者のみの世帯（支援を必要としている世帯）
要介護者（介護度 要支援 1・2 要介護 1・2・3・4・5 ）
身体障害者（□肢体 □視覚 □聴覚 □その他 等級 種 級 ）
精神手帳（1級・2級・3級） 療育手帳（障害程度 A1・A2・B1・B2 ）
難病（ ）
妊婦
その他（理由： ）

○ 特記事項

○ 保健・医療・福祉サービスの受給状況

<家族構成・同居の状況>

○ 同居人数 人 独居 ○ 日中の状況 1人 高齢者のみ

<緊急時家族等の連絡先 ※連絡の優先順位で記入下さい>

① 氏名 _____ 続柄（ ）（同居・別居）

住所 _____ 連絡先（携帯電話等） _____

② 氏名 _____ 続柄（ ）（同居・別居）

住所 _____ 連絡先（携帯電話等） _____

<地域支援者（ ）の関係欄は、近所、知人等と記入下さい>

① 氏名 _____ 関係（ ）住所 _____ TEL _____

② 氏名 _____ 関係（ ）住所 _____ TEL _____

県防災士養成研修の資格取得までの流れ

①研修の申込み

- 受講申込書、受験申請書をお住まいの市町の防災担当課（室）へ提出
- あわせて受験料3,000円の納付が必要
※お住まいの市町の助成がある場合には、市町の手続きに従ってください。
- ※研修実施日の約1ヶ月前に県危機対策・防災課より防災士教本および履修確認レポートを郵送します。



②課題レポートの記載

- 送付した履修確認レポートを作成し学習する。

※研修当日の受付時に作成したレポートを提出してください。

③普通救命講習の受講

- 各消防署が実施する普通救命講習（無料）を申込・受講する。
- ※すでに普通救命講習の修了証（防災士の認証登録時に、取得後5年間以内に発行かつ有効期限内のもの）をお持ちの方は受講する必要がありません。
- ※研修日までに受講できない方は、合格後の認証手続きまでに受講



④防災士養成研修の受講

- 2日間（計12時間）の講義を受講
- 2日目の講義終了後、防災士資格取得試験（1時間）を受験



⑤認証手続き（資格証登録）

- 合格通知受領後、日本防災士機構に5,000円を納付し認証登録手続きを行う。資格証を取得後、市町防災担当課室へ連絡する。
- ※お住まいの市町に助成がある場合は、市町の手続きに従ってください。

【問い合わせ先】

防災安全課

TEL0776-61-3951

令和5年6月

区長 各位

永平寺町福祉保健課長

在宅医療介護を支える「地域包括ケアシステム」地区説明会について

日頃より、保健・福祉行政にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、超高齢社会を迎えたなかの課題には、医療・介護の専門職から地域の様々な人達が力を合わせ対応していく必要があります。永平寺町では、地域包括ケアシステムの構築、稼働を目指しており、については、皆様への説明の機会を得たくご案内差し上げます。

下記をご利用いただき返信、またはご連絡をお願いします。

地区の皆様がお集まりになる機会に、30分程度のお時間をいただけすると助かります。

記

1 依頼内容 : 「地域包括支援システム」地区説明会

2 期 限 : 7月14日（金）を目途に調査票の返信をお願いします

永平寺町福祉保健課 担当：高嶋

永平寺町役場 福祉保健課 行

FAX: 0776-61-3464

TEL: 0776-61-3920

「地域包括ケアシステム」地区説明会 希望調査票

地区名	
連絡先	
説明会 開催希望日 (決まっている場合)	
未定の場合	
説明会 開催場所	

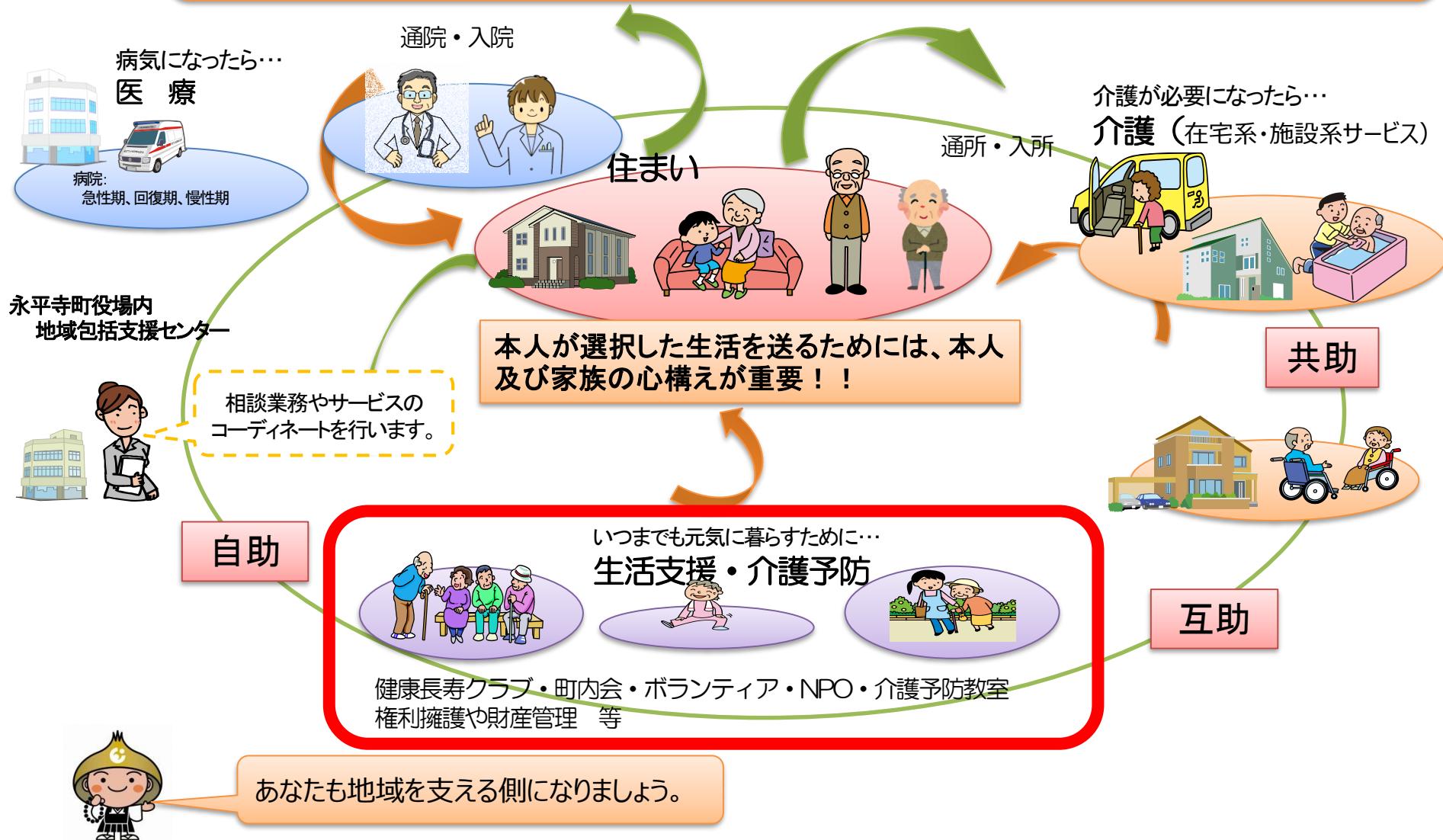
後日、日程調整のご連絡を差し上げます。

永平寺町地域包括ケアシステム

福祉保健課 区長会資料



地域包括ケアシステムとは、要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の体制のことです。必要なサービスや生活支援が一体的に提供される体制を目指しています。医療介護の専門職の力だけではなく、「お互い様」の支え合いの地域の力が不可欠です。



区から選出を依頼する委員

委員等名（担当課）	人数	任期	期 間	業務内容
保健推進員 (福祉保健課)	1~2名	2年	令和4~5年度 (2022. 4. 1~ 2024. 3. 31)	保健推進員は、保健計画に基づく活動として、健康づくりに関する研修にて自身の知識を高め、住民健診やがん検診の普及啓発活動、乳児健診時のお手伝いをお願いしております。 また、各地区が主体的に取り組む健康づくり事業の推進役としても活動していただいております。

※詳細については、各担当課までお問い合わせください。

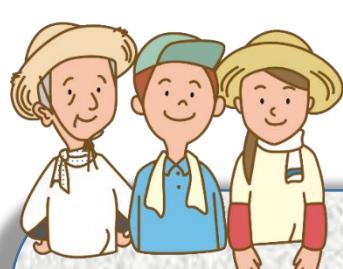
【問い合わせ先】
福祉保健課
TEL0776-61-3920

農業者や地域のみなさんへ

地域計画(人・農地プラン)のご紹介

地域の農地を次世代に

引き継ぎましょう！



- ◆ 5年後、10年後、地域の農地は誰が利用し、農地をどうまとめていくか
- ◆ 地域の農業をどのように維持・発展していくか
若い方や女性を含め、幅広い意見を聴きながら、地域の関係者が一体となって話し合いましょう。

課題解決と一緒に取り組みませんか。

一方で、地域では、次の悩みの声があがっています。

- ◆ 農地を貸したいけど、受け手が分からない
 - ◆ 農地を借りたいけど、誰が相続しているのか分からない
 - ◆ 荒れている農地からの影響が心配で、対応に困っている
- ぜひ、協力してください。**みんなで地域農業を守りましょう。**



【問い合わせ先】

農林課

TEL0776-61-3947

詳細はコチラから

地域計画

検索



市町村では、課題解決に向け、地域の農業・農地について話し合うため、みなさんと一緒に、関係機関（農業委員会、農地バンク、JA、土地改良区など）と一体となって、「**地域計画の策定とその実行**」に向け取り組んでいます。

【地域計画とは？】

- 農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

おおむね10年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて、話し合うことが重要です。

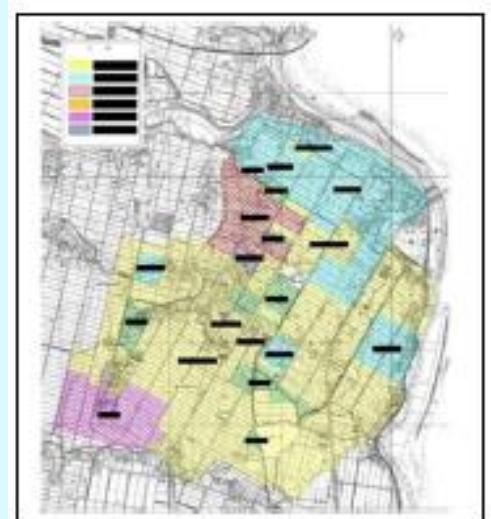
特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大切です。

- 担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を地域に呼び込むために活用しましょう。

地図を見ながら話合いましょう。



将来の目標地図例



※徐々に作り上げていきましょう。

あなたの地域でも、話したいとお考えの際には、町、お近くの農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんに、ご相談ください。

地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体には、いろいろな支援措置があります。

- ① 地域計画を策定した区域を対象とする支援措置
- ② 目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援措置

①区域を対象とする支援

- ・強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ
- ・機構集積協力金のうち地域集積協力金
- ・農地耕作条件改善事業
- ・農山漁村振興交付金のうち中山間地域等農用地保全総合対策、最適土地利用総合対策



等

②目標地図に位置付けられた経営体を対象とする支援

- ・農地利用効率化等支援交付金
- ・経営開始資金、経営発展支援事業
- ・スーパーL資金・農業近代化資金利負担軽減措置

等



令和5年6月20日

区長 各位

永平寺町役場 農林課
課長 黒川 浩徳
(公印省略)

山林整備に関する意向調査について

梅雨の候、貴殿におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、永平寺町農林行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当町では現在、町内における山林を適切に管理していく為、平成31年4月に施行された「森林経営管理法」に基づいて、町内に山林を有する山林所有者の皆様の今後の山林の経営や管理の意向などを伺いし、これを踏まえて、町による経営管理権の設定などについて検討していくこととしています。

つきましては、今年度、志比北地区内にて、対象となる山林所有者に対してアンケート調査の実施を計画しております。なお、調査の前には、各地区の山林所有者様へ説明会の実施を予定しております。

区長様におかれましては、集落センターの利用等、ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

記

1. 調査対象 志比北地区における山林で、福井県が作成した「地域森林計画」という計画に記載されている山林です（林班図に記載された山林）
2. 調査方法 各集落単位で、対象者への説明会を実施し、アンケート調査を行う（人数によっては、数地区まとめてや個別訪問等の対応も検討）
3. 調査時期 令和5年7月～令和6年1月頃を予定

※調査対象となる方への通知・案内等は、すべて役場でさせていただきます。

※説明会の日程が決定次第、区長様へご連絡させていただきます。

※森林経営管理法については、別添資料を添付させていただいております。

【担当者】

永平寺町役場 農林課 伊藤

Tel : 0776-61-3947

森林経営管理制度

2019年 4月スタート!

あなたの森林をつなぎます



詳細は林野庁Webサイトへ

森林経営管理法



林野庁

12

森林経営管理制度の仕組み

農林課 区長会資料



適切な経営管理を実施していない森林について、

- ① 市町村が森林所有者に、所有する森林を今後どのように経営管理したいか、
御意向を確認します。
- ② 所有者が市町村に経営管理を委託したいと回答頂いたときは、**市町村と協議の上、**
必要に応じて**経営管理の委託手続きを行います。**

市町村に森林の経営管理を委託した場合、

- ③ 林業経営に適した森林は、市町村が林業経営者に経営管理を再委託し、
- ④ 林業経営に適さない森林は、市町村が自ら森林の管理を行います。

林業の成長産業化と森林の適切な管理に向けて



永平寺町大燈籠ながしのご協力依頼

1. 燈籠の申し込みについて

7月の第一週に燈籠の申込書を配布させていただきますので、各区にてお申し込みのとりまとめをお願いいたします。締め切りは7月28日（金）となっておりますので、申込書と申込金を永平寺町役場 本庁・永平寺支所（商工観光課）・上志比支所までお持ちください。

2. 燈籠の組み立てについて

今年度の燈籠については、数日の期間を設定し、大きな会場で一斉に組み立てを行いたいと考えております。その際、町民の皆様にも組み立てにご協力をいただきたいと思います。日程が決まりましたらご依頼をさせていただきますので、ぜひ各区からのご協力をお願いいたします。

3. 当日のボランティアについて

当日、イベントのボランティアスタッフを募集したいと考えております。願い燈籠の受付や供養燈籠と一緒に流していただくお手伝い等を検討しております。詳細について改めてご依頼をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

【九頭龍フェスティバル実行委員会 事務局】

永平寺町商工観光課 寺岡、河野

〒910-1292 永平寺町東古市 10-5

TEL : 61-3921 FAX : 63-1010



歴史文化夜景遺産
「日本夜景遺産」認定



Eiheiji Lantern Celebration 2023



福井県永平寺町
九頭竜川永平寺河川公園

2023.8.26 土

お問い合わせ・燈籠申込み(供養燈籠・願い燈籠)

TEL. 0776-61-3921 FAX. 0776-63-1010
E-mail shoko@town.eiheiji.fukui.jp



toronagashi.com

主催: 九頭竜フェスティバル実行委員会

大燈籠ながし 永平寺町

検索

永平寺町 公式観光サイト

ZENTABI Navi



ZENTABI Navi

宅地造成候補地情報提供のお願い

永平寺町ではこれまで、移住に係る費用の支援や住環境・子育て施策のPRなどの施策を継続的に実施してまいりましたが、今年4月から移住定住などの施策を一元的に扱う「えい住支援課」を設置し、より一層の事業推進を図っているところです。

つきましては、今後の宅地造成の検討材料として候補地のリストアップを実施したいと考えております。地区内において、宅地造成を実施するにあたり有望と思われる場所がございましたら、具体的な場所、条件についてご相談させていただきたく思いますので、下記の土地要件をご確認いただき、下記まで情報提供いただきますようお願いいたします。

(土地要件)

○地目：宅地、雑種地または造成が可能な土地

○面積：概ね5区画程度造成できる土地

○土地形態：町道等の道路に接続した土地、家屋等の建物がない土地

※土地利用に関する規制については担当課で確認させていただきます。

(担当課)

永平寺町えい住支援課 (電話：0776-61-3922)

(ご了承をお願いしたいこと)

情報提供いただいた土地については、専門家を交えて調査、確認、相談をさせていただきます。必ず宅地造成を実施するものではありませんので、ご理解をお願いします。

なお、ご提供いただいた情報につきましては、目的以外には使用いたしません。

永平寺町に定住する人を応援♪

永平寺町に住んで笑顔になろう!

住まいの定住応援 支援金



住宅取得支援金：新築10万円、中古5万円。**対象：**住宅を取得し、転入・転居した人
子育て支援金：子ども1人につき10万円。**対象：**住宅を取得した町外からの転入者

永平寺・上志比 地区定住促進 助成金

住宅用地取得費、住宅取得費を補助（各上限50万円）。
対象：永平寺・上志比地区で住宅を新築する個人

木造住宅耐震改修 補助、古民家耐震 改修補助金

耐震改修工事費の一部を補助（住宅：上限120万円、古民家：上限190万円）。**対象：**昭和56年5月31日以前に着工した耐震改修が必要な木造住宅

多世帯同居の リフォーム支援金

リフォーム費用の1/2（上限60万円）。**対象：**新たに多世帯同居をする人または多世帯同居の世帯数が1以上増加する人

空き家家賃 支援金

家賃の一部（上限3万円/月）を最大1年間補助。**対象：**空き家バンク登録物件

空き家適正管理 補助金

空き家管理代行サービスにかかる費用の一部（上限3万6千円/年）を最大3年間補助。**対象：**空き家バンク登録物件

空き家解体撤去 補助金

解体費用の一部（上限50万円）を補助。**対象：**老朽または準老朽空き家に認定された物件

空き家解体撤去 補助金（永平寺・ 上志比地区）

「空き家解体撤去補助金」の対象者で、**永平寺・上志比地区**の空き家を解体後に土地の所有権を移転した場合、**50万円を加算**

土地活用のための 空き家解体補助金

空き家の解体費用の一部を補助（上限20万円）。**対象：**解体後2年以内に土地の所有権を移転した人。すべての空き家が対象

空き家家財処分 補助金

空き家の家財処分にかかる費用の一部を補助（上限10万円）。
対象：空き家バンク登録物件



子育て世帯など への住まい支援 補助金	空き家購入やリフォームにかかった費用の1/3（上限60万円）。 対象： 子育て世帯、移住者、新婚夫婦など（空き家バンク登録物件に限る） ※永平寺・上志比地区の場合、40万円を加算
------------------------------------	---

福井の伝統的 民家活用促進 補助金	伝統的民家の外観改修等費用の1/2（上限300万円）。 対象： 「ふくいの伝統的民家」認定の住宅（市荒川・藤巻・中島・竹原・浅見・京善・鳴鹿・柄原・吉峰地区）
----------------------------------	---

結婚新生活支援 補助金	住宅取得費、リフォーム費、住宅賃貸費、引越費用を補助（29歳以下：上限60万円、30歳以上39歳以下：上限30万円）。 対象： 令和5年3月1日～令和6年3月31日に結婚した夫婦
------------------------	--

U25結婚新生活 支援金	夫婦ともに39歳以下で、かつ一方が25歳以下の世帯に10万円を支援。 対象： 令和5年3月1日～令和6年3月31日に結婚した夫婦
-------------------------	---

永平寺町移住就業 等支援金	福井県外から転入し、就業した人に50万円を支援。子どもがいる世帯は30万円を加算。（R5.4.1以降に永平寺・上志比地区に移住した場合、加算額は100万円） 対象： 転入者全員が45歳未満の世帯（中学生以下の子どもがいる場合は年齢制限なし）
--------------------------	--

U・Iターン 移住就業等 促進支援金	東京圏から転入した世帯・単身で、就業した人を支援（世帯：100万円、単身：60万円）。 対象： 通算5年以上東京23区内に在住、もしくは、東京圏から東京23区内に通勤していた人 ※子ども1人につき100万円を加算
-----------------------------------	---

補助金などの詳細はこちらから ▶▶▶

問合せ 永平寺町えい住支援課

TEL 0776-61-3922



令和5年6月

区長各位

永平寺町役場 えい住支援課
課長 深水 正康
(公印省略)

空き家等の情報確認依頼について

梅雨の候、貴殿におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、町住宅行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当町では空き家等対策の基礎資料とするために、毎年度各地区の区長様を通して、空き家等の現況把握に努めております。
つきましては、過去の確認結果を記載した地図に空き家等、廃屋の現況を追加・修正していただきたいと存じますので、誠に恐縮ではございますが、ご協力いただきまようお願い申し上げます。

記

1. 調査対象 別紙「情報確認書」のとおり
2. 作業内容 別紙地図内に作業内容に沿って補記してください
3. 報告期限 令和5年9月29日（金）
4. 提出先 永平寺町役場 本庁および各支所

【担当者】
永平寺町役場 えい住支援課
酒井 貴広
Tel : 0776-61-3922

地区体育祭について

永平寺町スポーツ協会

本年度の松岡地区体育祭、永平寺地区体育祭及び上志比地区体育祭は、大会規模の縮小や種目内容の見直しなど、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底することで、町スポーツ協会各支部の総会※において4年ぶりに開催することとなりました。

なお、今後の感染状況により予定が変更となる場合がありますのでご了承ください。

※支部総会(永平寺支部例)

…支部長、副支部長、理事長、副理事長、委嘱理事、地区理事、地区委員を以って構成

開催日：令和5年9月24日(日曜日) 雨天の場合は中止

開催場所：松岡地区 松岡総合運動公園

永平寺地区 永平寺緑の村運動広場

上志比地区 上志比グラウンド

【問い合わせ先】

永平寺町スポーツ協会事務局

TEL0776-61-3485

社会福祉協議会からのお願い

1. 社会福祉協議会会費（会員募集）について

社会福祉協議会（社協）は町民の皆様からの会費に支えられています。

また、皆様からの貴重な浄財である会費は地域福祉活動や福祉支援などに有効活用させていただいております。

そこで、8月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

2. 次期福祉委員の選出について

地域の福祉問題解決に向け民生委員児童委員などと協力し、身近なところで困っている方の情報などを社協へ伝えていただく、地域福祉活動の協力者として各地区にお願いしてご協力をいただいております。

そこで、次期の福祉委員の選出について、改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

◎任期 令和6年1月1日～令和7年12月31日（2年間）

◎依頼委員数 2名（集落数により選出が困難な地区は1名）

3. 福井県共同募金会永平寺町共同募金委員会からのお願い

◎赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金へのご協力について

＜赤い羽根共同募金＞10月1日～ ＜歳末助け合い募金＞12月1日～
上記の期間から全国一斉に募金運動を実施予定です。

そこで、9月に改めてご依頼をさせていただきますのでご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

【問い合わせ先】

永平寺町社会福祉協議会

TEL 0776-64-3000